

長野県町村議会議長会規約

長野県町村議会議長会規約（昭和49年10月18日制定）の全部を改正する。

第1章 総則

（名称及び組織）

第1条 本会は、長野県町村議会議長会と称し、長野県内の町村議会議長をもって組織する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を長野市大字西長野字加茂北143-8長野県自治会館に置く。

（目的）

第3条 本会は、町村議会の円滑な運営を図り、地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町村議会の制度及び運営に関する調査研究並びに政策要望活動
- (2) 町村議会に関する事務の処理及び連絡調整
- (3) 町村議会議員及び議会事務局職員の研修並びに福利厚生に関する事業
- (4) 全国町村議会議長会及び関係団体との連絡並びに協力
- (5) その他目的達成に必要な事項

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 4人
- (4) 監事 2人

（役員を選任の方法）

第6条 会長、副会長及び監事は、町村議会議長の中から総会において選挙する。

2 理事は、別表の理事地区別定数表に定める地区ごとに、当該地区内の町村議会議長（会長、副会長及び監事の職にある者は除く。）の中から互選する。

（役員職務）

第7条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務に参加し、役員会において、第12条第3項に規定する事項について審議する。

4 理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ地区ごとに定めた後任者がその職務を行うことができる。

5 監事は、会計を監査して役員会に出席し、報告するとともに意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

2 会長、副会長及び監事の任期は、選挙の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 前任者の任期満了の日後、選挙を行う場合においては、前任者は後任者が就任するまでその職務を行うことができる。

4 理事の任期は、互選の日から起算する。

5 補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬等)

第9条 役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年2回、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会は、町村議会議長をもって構成する。

3 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 重要な決議及び要望事項

(5) その他本会の運営に関する最重要事項

4 総会は、会長が招集する。ただし、町村議会議長の4分の1以上から会議に付すべき事件を示して、臨時総会の招集の請求があったときは、会長は招集しなければならない。

5 総会の議長の職務は、会長が行う。ただし、会長に事故があるときは又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故があるときは、理事の中から理事の互選により行うものとする。

6 総会は、町村議会議長の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

7 総会の議事は、出席している町村議会議長の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

9 会長は、やむを得ない理由により総会を開催することができないときは、書面に

よる表決をもって総会に代えることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要があると認めた場合に開催する。

2 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

3 役員会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 総会の付議事項

(2) 規約により定められた事項

(3) 会長、副会長及び監事の推薦に関する事項

(4) 会務の運営上緊急を要する事項

(5) その他会長が必要と認めた事項

4 役員会の議長の職務は、会長が行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故があるときは、理事の中から理事の互選により行うものとする。

5 役員会は、役員の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 前項の会議の議事は、出席している役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

8 会長は、やむを得ない理由により役員会を開催することができないときは、書面による表決をもって役員会に代えることができる。

第4章 政務調査会

(政務調査会)

第13条 本会に政務調査会を置く。

2 政務調査会は、会長の諮問及び役員会の付託により、町村議会の当面する課題の解決を図るため、町村議会全般にわたる事項について調査研究する。

3 政務調査会の組織及び運営に関する事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置き、会長が任免する。

(事務局の組織等)

第15条 事務局の組織、所掌事務等については、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、協力費及びその他の収入をもってこれを支弁する。

2 会費は本会を組織する町村議会の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算で定める。

(予算及び決算)

第 17 条 本会の毎年度歳入歳出予算は、年度開始前に総会の議決を経なければならない。

2 会費の増額を伴わない補正予算については、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず役員会の議決を経て、次の総会に報告し承認を求めなければならない。

3 本会の決算は、監事の意見を付けて総会の認定に付さなければならない。

4 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約施行の際、改正前の長野県町村議会議長会規約第 22 条に規定する規約の変更は、同条の規定にかかわらず、長野県町村議会議長会評議員会平成 17 年 2 月定例会（以下「評議員会」という。）における議決を、同条の規定における議決とみなす。

3 この規約施行の際、最初の第 5 条に規定する役員は、第 6 条の規定にかかわらず、評議員会において選任された者を第 5 条に規定する役員とみなし、その任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 6 月の総会までとする。

4 この規約施行の際、最初の第 11 条第 3 項第 2 号に規定する事業計画及び収支予算は、同条第 7 項の規定にかかわらず、評議員会における議決を、同項の規定における議決とみなす。

附 則

この規約は、平成 17 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、議決の日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規約中第 1 条の規定は平成 22 年 2 月 26 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

別表（第6条関係）

理事地区別定数表

地区	町村名	理事定数
東信	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村 軽井沢町、御代田町、立科町 長和町、青木村 坂城町	1
北信	小布施町、高山村 山ノ内町、木島平村、野沢温泉村 信濃町、飯綱町、小川村 栄村	1
中信	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村 麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 池田町、松川村、白馬村、小谷村	1
南信	下諏訪町、富士見町、原村 辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	1